



人材開発支援助成金

教育訓練休暇付与コース



従業員から、自社の仕事に必要な研修・セミナー等を受講したいと申出があった場合に、会社として休暇を認める制度を規定し、運用することで支給されます。

① 教育訓練休暇制度

概要	自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進するため、事業主以外が行う教育訓練等を受けるために必要な有給の休暇を一般労働者等に与える制度			
	賃金助成（1人1日当たり）		経費助成	
助成額	通常	生産性要件を満たす場合	通常	生産性要件を満たす場合
	-	-	30万円	36万円

支給対象制度の要件	①	3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇制度を制度・導入適用計画に則り、就業規則または労働協約に制度の施行日を明記の上、規定するものであること
	②	制度を規定した就業規則または労働協約を制度施行日までに雇用する全ての労働者に周知し、就業規則については制度施行日までに管轄する労働基準監督署へ届け出たものであること
	③	日単位で取得可能なものであること
	④	制度導入・適用計画期間（3年間）の初日から1年ごとの期間内に1人以上に当該休暇を付与すること
	⑤	被保険者が業務命令でなく、自発的に教育訓練、各種検定、キャリアコンサルティングのいずれかを受講すること

② 長期教育訓練休暇制度

概要	所定労働日において30日以上長期教育訓練休暇の取得可能な長期教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約に当該制度の施行日を明記して規定すること。			
	賃金助成（1人1日当たり）		経費助成	
助成額	通常	生産性要件を満たす場合	通常	生産性要件を満たす場合
	6,000円	4,000円	20万円	24万円

支給対象制度の要件	①	3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇制度を制度・導入適用計画に則り、就業規則または労働協約に制度の施行日を明記の上、規定するものであること
	②	休暇の取得は、日単位での取得のみであること
	③	制度を規定した就業規則または労働協約を制度施行日までに雇用する全ての労働者に周知し、就業規則については制度施行日までに管轄する労働基準監督署へ届け出たものであることまた労働協約については、制度施行日までに締結されたものであること
	④	労働者が業務命令でなく、自発的に教育訓練（事業主以外が行うもの）を受講すること

新設

③ 教育訓練短時間勤務等制度

概要	事業主以外が行う教育訓練等を受けるために必要な所定労働時間の短縮および所定外労働時間の措置し、自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進する制度			
	賃金助成（1人1日当たり）		経費助成	
助成額	通常	生産性要件を満たす場合	通常	生産性要件を満たす場合
	-	-	20万円	24万円

支給対象制度の要件	①	所定労働日において30回以上の所定労働時間の短縮 および所定外労働時間の免除のいずれも利用することが可能な教育訓練短時間勤務等制度を就業規則または労働協約に当該制度の施行日
	②	教育訓練短時間勤務等制度による所定労働時間の短縮は、1日につき1時間以上所定労働時間未満の範囲で1時間単位で措置できるものとする
	③	制度を規定した就業規則または労働協約を制度施行日までに雇用する全ての労働者に周知すること。
	④	被保険者が業務命令でなく、自発的に教育訓練（事業主以外が行うもの）を受講すること。